

○総務省告示第五百十二号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十年総務省告示第七百十四号）の一部を次のように変更する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣 川端 達夫

第2の第2表中

710-730 J46A J74B	陸上移動 J73A J75E J75F	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
	放送 J13A J75B	放送用	
730-770 J46A J74B	陸上移動 J73A J74 J75F	電気通信業務用	
	放送 J13A J75B	放送用	

を

710-750	陸上移動	電気通信業務用	
J46A J74B	J73A J74 J75F 放送 J13A J75B	放送用	
750-770	陸上移動	公共業務用 (700MHz帯高度道路交通システム用) 一般業務用 (700MHz帯高度道路交通システム用) 小電力業務用 (700MHz帯高度道路交通システム用)	小電力業務用 (700MHz帯高度道路交通システム用) への割当ては、別表8-10による。
J46A J74B	J73A J75F 放送 J13A J75B	放送用	

」

810-820	移動 J58C	電気通信業務用 (携帯無線通信用)	この周波数帯の使用は、平成24年7月24日まで は940-950MHz帯と対の二周波方式に限る。ただし、 LMT-2000を提供する無線局への割当ては、 別表10-2による。
J58 J74C			
820-832	移動 J58C	電気通信業務用 (携帯無線通信用)	電気通信業務用 (携帯無線通信用) への割当て は、別表10-2による。
J58			
832-838	移動 J58C J74A	電気通信業務用 (携帯無線通信用)	電気通信業務用 (携帯無線通信用) への割当て

」

J58				は、別表10-2による。
838-846 J58 J74C	移動 J58C J74A	電気通信業務用（携帯無線通信用）	この周波数帯の使用は、平成24年7月24日まで は893-901MHz帯と対の二周波方式に限る。ただ し、IMT-2000を提供する無線局への割当ては 、別表10-2による。	
846-850 J58B	移動 J58C	電気通信業務用（携帯無線通信用） 公共業務用（地域防災無線通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当て は、別表10-2による。 公共業務用（地域防災無線通信用）の無線局に よるこの周波数帯の使用は、901-903MHz帯と対 の二周波方式とし、平成23年5月31日までに限 る。	
850-860 J58	移動 J58C	一般業務用（MCA陸上移動通信用、デジタルMC A陸上移動通信用）	この周波数帯の使用は、905-915MHz帯と対の二 周波方式に限る。	
860-885 J58 J74C	移動 J58C J74A	電気通信業務用（携帯無線通信用）	この周波数帯の使用は、平成24年7月24日まで は915-940MHz帯と対の二周波方式に限る。ただ し、IMT-2000を提供する無線局への割当ては	

				、別表10-2による。
885-893 J58	移動 J58C	電気通信業務用（携帯無線通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。	
893-901 J58	移動 J58C J74A	電気通信業務用（携帯無線通信用）	この周波数帯の使用は、平成24年7月24日までは838-846MHz帯と対の二周波方式に限る。ただし、IMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。	
901-903	移動 J58C	公共業務用（地域防災無線通信用）	この周波数帯の使用は、846-850MHz帯と対の二周波方式とし、平成23年5月31日までに限る。	
903-905	移動 J58C	簡易無線通信業務用（パーソナル無線用）	簡易無線通信業務用（パーソナル無線用）への割当ては、別表7-4による。	
905-915 J58	移動 J58C	一般業務用（MCA陸上移動通信用、デジタルMCA陸上移動通信用）	この周波数帯の使用は、850-860MHz帯と対の二周波方式に限る。	
915-940 J58	移動 J58C	電気通信業務用（携帯無線通信用）	この周波数帯の使用は、平成24年7月24日までは860-885MHz帯と対の二周波方式に限る。	
940-950	移動 J58C	電気通信業務用（携帯無線通信用）	この周波数帯の使用は、平成24年7月24日まで	

を

J58			は810-820MHz帯と対の二周波方式に限る。
950-958	移動	小電力業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用、移動体識別用） 簡易無線通信業務用（移動体識別用） 一般業務用（移動体識別用）	小電力業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用）への割当ては、別表9-1による。 小電力業務用（移動体識別用）への割当ては、別表9-7による。 簡易無線通信業務用（移動体識別用）への割当ては、別表7-5による。 一般業務用（移動体識別用）への割当ては、構内無線局に限るものとし、別表6-2による。
958-960	固定	放送事業用	

810-850 J58	移動 J58C	電気通信業務用（携帯無線通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。ただし、810-818MHz帯及び843-846MHz帯の使用は、平成24年7月24
----------------	---------	------------------	---

				日までは、810-818MHz帯については940-948MHz帯と、843-846MHz帯については898-901MHz帯とそれぞれ対の二周波方式に限る。
850-860 J58	移動 J58C	一般業務用 (MCA陸上移動通信、デジタルMC A陸上移動通信用)	この周波数帯の使用は、平成24年7月25日から は930-940MHz帯と対の二周波方式に限る。ただ し、平成30年3月31日までは905-915MHz帯と対 の二周波方式に使用することができる。	
860-895 J58 J74C	移動 J58C	電気通信業務用 (携帯無線通信用)	電気通信業務用 (携帯無線通信用) への割当て は、別表10-2による。ただし、860-870MHz 帯の使用は、平成24年7月24日までは915-925M Hz帯と対の二周波方式に限る。	
895-915 J58	移動 J58C J74D	電気通信業務用 (携帯無線通信用) 簡易無線通信業務用 (パーソナル無線用) 一般業務用 (MCA陸上移動通信用、デジタルMC A陸上移動通信用)	電気通信業務用 (携帯無線通信用) によるこの 周波数帯の使用は、平成24年7月24日までは89 8-901MHz帯とし、843-846MHz帯と対の二周波方 式に限る。 電気通信業務用 (携帯無線通信用) への割当て	

915-930 J58	移動 J58C	電気通信業務用（携帯無線通信用） 簡易無線通信業務用	<p>は、平成24年7月25日からは別表10-2による。</p> <p>簡易無線通信業務用（パーソナル無線用）への割当ては、別表7-4による。</p> <p>簡易無線通信業務用（パーソナル無線用）によるこの周波数帯の使用は、平成27年11月30日までに限る。</p> <p>一般業務用（MCA陸上移動通信用、デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、905-915MHz帯とし、850-860MHz帯との二周波方式に限る。</p> <p>一般業務用（MCA陸上移動通信用、デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成30年3月31日までに限る。</p> <p>電気通信業務用（携帯無線通信用）によるこの周波数帯の使用は、915-925MHz帯とし、860-8</p>
----------------	---------	-------------------------------	--

<p>小電力業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用）</p> <p>一般業務用（移動体識別用）</p>	<p>70MHz帯と対の二周波方式に限る。</p> <p>電気通信業務用（携帯無線通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成24年7月24日までに限る。</p> <p>簡易無線通信業務用への割当ては、別表7-5による。</p> <p>小電力業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用）への割当ては、別表9-1による。</p> <p>小電力業務用（移動体識別用）への割当ては、別表9-7による。</p> <p>一般業務用（移動体識別用）への割当ては、構内無線局に限るものとし、別表6-2による。</p> <p>簡易無線通信業務用、小電力業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用）及び一般業務用（移動体</p>
--	--

				<p>識別用) によるこの周波数帯の使用は、平成24年7月25日からとする。ただし、926.1-929.7MHz帯の使用は、この限りでない。</p>
930-940 J58	移動 J58C	一般業務用 (M C A陸上移動通信、デジタルM C A陸上移動通信用)	この周波数帯の使用は、850-860MHz帯と対の二周波方式に限るものとし、平成24年7月25日からとする。	
940-960 J58 J74C	移動 J58C J74D J74E	電気通信業務用 (携帯無線通信用) 簡易無線通信業務用 (移動体識別用) 小電力業務用 (テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用) 一般業務用 (移動体識別用)	<p>電気通信業務用 (携帯無線通信用) によるこの周波数帯の使用は、平成24年7月24日までは940-948MHz帯とし、810-818MHz帯と対の二周波方式に限る。</p> <p>電気通信業務用 (携帯無線通信用) への割当ては、平成24年7月25日からは別表10-2による。</p> <p>簡易無線通信業務用 (移動体識別用) への割当ては、別表7-6による。</p> <p>小電力業務用 (テレメーター用、テレコント</p>	

1427-1429	宇宙運用（地球から宇宙）	公共業務用	
		固定	<p>ール用及びデータ伝送用）への割当ては、別表9-1による。</p> <p>小電力業務用（移動体識別用）への割当ては、別表9-7による。</p> <p>一般業務用（移動体識別用）への割当ては、構内無線局に限るものとし、別表6-2による。</p> <p>簡易無線通信業務用（移動体識別用）、小電力業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用）及び一般業務用（移動体識別用）によるこの周波数帯の使用は、平成30年3月31日までに限る。</p> <p>この周波数帯の使用は、958-960MHz帯とし、平成27年11月30日までに限る。</p>

1429-1453 J58	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、1427.9-1429MHz帯に限るものとし、別表10-4の地域にあつては、平成22年4月1日からとする。
	移動（航空移動を除く。）	電気通信業務用（携帯無線通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。
	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、1429-1452.9MHz帯に限るものとし、別表10-4の地域にあつては、平成22年4月1日からとする。
	移動	電気通信業務用（携帯無線通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）のうちIMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。 電気通信業務用（携帯無線通信用）のうちIMT-2000以外を提供する無線局によるこの周波数帯

			<p>一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、1501-1503.35MHz帯と対の二周波方式とし、平成22年3月31日までに限る。</p>
<p>1455.35-1475.9 J58</p>	<p>固定</p>	<p>電気通信業務用（エントランス回線用）</p>	<p>電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、1455.35-1462.9MHz帯に限るものとし、平成22年4月1日からとする。ただし、別表11-4の地域にあつては、平成26年4月1日からとする。</p>
	<p>移動</p>	<p>電気通信業務用（携帯無線通信用） 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）</p>	<p>電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。 電気通信業務用（携帯無線通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。ただし、別表11-4の地域にあつては、平成26年4月1日からとする。 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）</p>

			<p>の使用は、1477-1487MHz帯及び1491-1501MHz帯に限るものとし、1477-1487MHz帯については1429-1439MHz帯と、1491-1501MHz帯については1443-1453MHz帯とそれぞれ対の二周波方式とする。</p> <p>電気通信業務用（携帯無線通信用）のうちIMT-2000以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、平成22年3月31日までに限る。</p>
<p>1501-1503.35 J58 J74C</p>	<p>固定 ----- 移動</p>	<p>電気通信業務用（エントランス回線用） ----- 電気通信業務用（携帯無線通信用） ----- 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）</p>	<p>電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。</p> <p>-----</p> <p>電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。</p> <p>電気通信業務用（携帯無線通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。</p>

			<p>一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、1453-1455.35MHz帯と対の二周波方式とし、平成22年3月31日までに限る。</p>
<p>1503.35-1518 J58 J74C</p>	<p>固定</p>	<p>電気通信業務用（エントランス回線用）</p>	<p>電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、1503.35-1510.9MHz帯に限るものとし、平成22年4月1日からとする。ただし、別表11-4の地域にあつては、平成26年4月1日からとする。</p>
	<p>移動</p>	<p>電気通信業務用（携帯無線通信用） 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）</p>	<p>電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。 電気通信業務用（携帯無線通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。ただし、別表11-4の地域にあつては、平成26年4月1日からとする。 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）</p>

			<p>によるこの周波数帯の使用は、1503.35-1513MHz帯とし、1455.35-1465MHz帯と対の二周波方式に限る。</p> <p>一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年3月31日までに限る。ただし、別表11-4の地域にあつては、平成26年3月31日までに限る。</p>
--	--	--	--

1427-1429	宇宙運用（地球から宇宙）	公共業務用	この周波数帯の使用は、1427.9-1429MHz帯に限る。
	-----	-----	
	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	この周波数帯の使用は、1427.9-1429MHz帯に限る。
	移動（航空移動を除く。）	電気通信業務用（携帯無線通信用）	
1429-1453	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	この周波数帯の使用は、1429-1452.9MHz帯に限る。

J58	移動	電気通信業務用（携帯無線通信用）	る。 電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。
1453-1455.35 J58	固定 移動	電気通信業務用（エントランス回線用） 電気通信業務用（携帯無線通信用）	移動 電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。
1455.35-1475.9 J58	固定 移動	電気通信業務用（エントランス回線用） 電気通信業務用（携帯無線通信用） 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）	この周波数帯の使用は、1455.35-1462.9MHz帯に限るものとし、別表11-4の地域にあっては、平成26年4月1日からとする。 電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。 電気通信業務用（携帯無線通信用）によるこの周波数帯の使用は、別表11-4の地域にあっては、平成26年4月1日からとする。 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、1455.35-1465MH

			2帯とし、1503.35-1513MHz帯と対の二周波方式に限る。 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成26年3月31日までとし、別表11-4の地域に限る。
1475.9-1501 J58 J74C	固定 ----- 移動	電気通信業務用（エントランス回線用） ----- 電気通信業務用（携帯無線通信用）	この周波数帯の使用は、1475.9-1500.9MHz帯に限る。 ----- 電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。
1501-1503.35 J58 J74C	固定 ----- 移動	電気通信業務用（エントランス回線用） ----- 電気通信業務用（携帯無線通信用）	----- ----- 電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。
1503.35-1518 J58 J74C	固定 ----- 移動	電気通信業務用（エントランス回線用） ----- 電気通信業務用（携帯無線通信用）	この周波数帯の使用は、1503.35-1510.9MHz帯に限るものとし、別表11-4の地域にあつては、平成26年4月1日からとする。 ----- ----- 電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当て

22

		一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）	は、別表10ー2による。 電気通信業務用（携帯無線通信用）によるこの周波数帯の使用は、別表11ー4の地域にあっては、平成26年4月1日からとする。 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、1503.35-1513MHz帯とし、1455.35-1465MHz帯と対の二周波方式に限る。 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成26年3月31日までとし、別表11ー4の地域に限る。
--	--	-----------------------	---

3456-3600 J118A	固定 ----- 固定衛星（宇宙から地球）	放送事業用 ----- 電気通信業務用	この周波数帯の使用は、平成24年11月30日までに限る。 -----
--------------------	-----------------------------	---------------------------	---------------------------------------

	移動（航空移動を除く。）	公共業務用	この周波数帯の使用は、平成22年1月1日からとする。
3600-4200	固定	電気通信業務用	この周波数帯の使用は、平成24年11月30日までに限る。
J119	固定衛星（宇宙から地球）	電気通信業務用	
	移動	公共業務用	この周波数帯の使用は、平成22年1月1日からとする。
		電気通信業務用	

を

3456-3600	固定	放送事業用	この周波数帯の使用は、平成24年11月30日までに限る。
J118A	固定衛星（宇宙から地球）	電気通信業務用	
		公共業務用	
	移動（航空移動を除く。）	電気通信業務用	

を

3600-4200 J119	固定	電気通信業務用	この周波数帯の使用は、平成24年11月30日までに限る。
	固定衛星（宇宙から地球）	電気通信業務用	
	公共業務用	電気通信業務用	
	移動	電気通信業務用	

「

4400-4500	固定	電気通信業務用	この周波数帯の使用は、平成24年11月30日までに限る。
	移動	電気通信業務用	
4500-4800	固定	電気通信業務用	この周波数帯の使用は、平成24年11月30日までに限る。
	固定衛星（宇宙から地球）	電気通信業務用	
	J122	公共業務用	
	移動	電気通信業務用	

を)

			とする。
4800-4900	固定	電気通信業務用	この周波数帯の使用は、平成24年11月30日までに限る。
J32	移動 J122A	電気通信業務用	この周波数帯の使用は、平成22年1月1日からとする。
	<u>電波天文</u>		

「

4400-4500	固定	電気通信業務用	この周波数帯の使用は、平成24年11月30日までに限る。
	移動	電気通信業務用	
4500-4800	固定	電気通信業務用	この周波数帯の使用は、平成24年11月30日までに限る。
	固定衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用	
	J122	公共業務用	
	移動	電気通信業務用	

」

4800-4900	固定	電気通信業務用	この周波数帯の使用は、平成24年11月30日まで に限る。
J32	移動 J122A	電気通信業務用	
	電波天文		

改める。

第2の第3表中「別表7-6」を「別表7-7」に改める。

第2の国内周波数分配の脚注 J58B を次のように改める。

J58B (未使用)

第2の国内周波数分配の脚注 J74 中「730-770MHz」を「710-750MHz」に改める。

第2の国内周波数分配の脚注 J74A を次のように改める。

J74A (未使用)

第2の国内周波数分配の脚注 J74C の次に次のように加える。

J74D

905-915MHz及び950-958MHzの周波数帯において、電気通信業務用による移動業務の局は、2018年

3月31日までは、この周波数帯を使用する他の移動業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはなら

ない。

J74E

958-960MHzの周波数帯において、電気通信業務用による移動業務の局は、2015年11月30日までは、この周波数帯を使用する固定業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならない。
第2の国内周波数分配の脚注J75Eを次のように改める。

J75E（未使用）

第2の別表6-2を次のように改める。

別表6-2 移動体識別用構内無線局の周波数表

916.7-920.9MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が200kHz以下の無線設備	916.8MHz	918MHz	919.2MHz	920.4MHz
	占有周波数帯幅が200kHzを超え400kHz以下の無線設備	z	920.6MHz	920.8MHz	
	占有周波数帯幅が400kHzを超え600kHz以下の無線設備	920.5MHz	920.7MHz		
	占有周波数帯幅が400kHzを超え600kHz以下の無線設備	920.6MHz			

952-956. 4MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	954. 2MHz
2450MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	2448. 875MHz

第2の別表7-9を別表7-7とし、別表7-5を別表7-6とし、同表の前に次の一表を加える。

別表7-5 920. 5-923. 5MHz帯簡易無線局の周波数表

占有周波数帯幅が200kHz以下の無線設備	920. 6MHz以上923. 4MHz以下の周波数であつて、920. 6MHz及び920. 6MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が200kHzを超え400kHz以下の無線設備	920. 7MHz以上923. 3MHz以下の周波数であつて、920. 7MHz及び920. 7MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が400kHzを超え600kHz以下の無線設備	920. 8MHz以上923. 2MHz以下の周波数であつて、920. 8MHz及び920. 8MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が600kHzを超え800kHz以下の無線設備	920. 9MHz以上923. 1MHz以下の周波数であつて、920. 9MHz及び920. 9MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が800kHzを超え1MHz以下の無線設備	921MHz以上923MHz以下の周波数であつて、921MHz及び921MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの

第2の別表8-9の次に次の一表を加える。

別表8-10 700MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局の周波数表

760MHz

第2の別表9-1中

400MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が8.5kHz以下の無線設備	426.025MHz以上426.1375MHz以下の周波数である、426.025MHz及び426.025MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの 429.175MHz以上429.7375MHz以下の周波数である、429.175MHz及び429.175MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの 429.8125MHz以上429.925MHz以下の周波数である、429.8125MHz及び429.8125MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に19.9MHzを加えたもの。ただし、429.925MHz及び449.825MHzは周波数制御用チャネルとする。

を

		449. 8375MHz以上449. 8875MHz以下の周波数であつて、449. 8375MHz及び449. 8735MHzに12. 5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に19. 6MHzを加えたもの。ただし、449. 8875MHz及び469. 4875MHzは周波数制御用チャネルとする。
	占有周波数帯幅が8. 5kHzを超え16kHz以下の無線設備	426. 0375MHz 426. 0625MHz 426. 0875MHz 426. 1125MHz

「

400MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が8. 5kHz以下の無線設備	426. 025MHz以上426. 1375MHz以下の周波数であつて、426. 025MHz及び426. 025MHzに12. 5kHzの自然数倍を加えたもの 429. 175MHz以上429. 7375MHz以下の周波数であつて、429. 175MHz及び429. 175MHzに12. 5kHzの自然数倍を加えたもの 429. 8125MHz以上429. 925MHz以下の周波数であつ
-------------------------	------------------------	--

」

		<p>て、429.8125MHz及び429.8125MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に19.9MHzを加えたもの。ただし、429.925MHz及び449.825MHzは周波数制御用チャネルとする。</p> <p>449.8375MHz以上449.8875MHz以下の周波数であつて、449.8375MHz及び449.8375MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に19.6MHzを加えたもの。ただし、449.8875MHz及び469.4875MHzは周波数制御用チャネルとする。</p> <p>426.0375MHz 426.0625MHz 426.0875MHz 426.1125MHz</p>
915.9-928.1MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	<p>占有周波数帯幅が8.5kHzを 超え16kHz以下の無線設備</p> <p>占有周波数帯幅が200kHz以下の無線設備</p> <p>占有周波数帯幅が200kHzを超え400kHz以下の無線設備</p>	<p>916MHz以上928MHz以下の周波数であつて、916MHz及び916MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの</p> <p>916.1MHz以上927.9MHz以下の周波数であつて、916.1MHz及び916.1MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの</p>

928.1-929.7MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が400kHzを超え600kHz以下の無線設備	916.2MHz以上927.8MHz以下の周波数であって、916.2MHz及び916.2MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が600kHzを超え800kHz以下の無線設備	916.3MHz以上927.7MHz以下の周波数であって、916.3MHz及び916.3MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が800kHzを超え1MHz以下の無線設備	916.4MHz以上927.6MHz以下の周波数であって、916.4MHz及び916.4MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
928.1-929.7MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が100kHz以下の無線設備	928.15MHz以上929.65MHz以下の周波数であって、928.15MHz及び928.15MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が100kHzを超え200kHz以下の無線設備	928.2MHz以上929.6MHz以下の周波数であって、928.2MHz及び928.2MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が200kHzを	928.25MHz以上929.55MHz以下の周波数であって

11

超え300kHz以下の無線設備	、928.25MHz及び928.25MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が300kHzを超え400kHz以下の無線設備	928.3MHz以上929.5MHz以下の周波数であって、928.3MHz及び928.3MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が400kHzを超え500kHz以下の無線設備	928.35MHz以上929.45MHz以下の周波数であって、928.35MHz及び928.35MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの

」

改める。

第2の別表9-7を次のように改める。

別表9-7 移動体識別用特定小電力無線局の周波数表

- 1 周波数ホッピング方式を使用するもの

2441.75MHz

- 2 1以外のもの

916.7-923.5MHz帯の周波数の	占有周波数帯幅が200kHz	916.8MHz、918MHz若しくは919.2M
----------------------	----------------	---------------------------

電波を使用する無線設備

以下の無線設備	Hz又は920.4MHz以上923.4MHz以下の周波数であつて、920.4MHz及び920.4MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が200kHzを超え400kHz以下の無線設備	920.5MHz以上923.3MHz以下の周波数であつて、920.5MHz及び920.5MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が400kHzを超え600kHz以下の無線設備	920.6MHz以上923.2MHz以下の周波数であつて、920.6MHz及び920.6MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が600kHzを超え800kHz以下の無線設備	920.7MHz以上923.1MHz以下の周波数であつて、920.7MHz及び920.7MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの

	占有周波数帯幅が800kHzを超え1MHz以下の無線設備	920.8MHz以上923MHz以下の周波数であって、920.8MHz及び920.8MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
952-955MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	954.8MHz	
2425-2475MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	2448.875MHz	

第2の別表10-2中

815MHzを超え850MHz以下	860MHzを超え895MHz以下	さ
-------------------	-------------------	---

815MHzを超え845MHz以下	860MHzを超え890MHz以下	こ
900MHzを超え915MHz以下	945MHzを超え960MHz以下	け

改める。

第2の別表10―4を削る。

第4の表中

1844.9MHzを超え1854.9MHz以下
1859.9MHzを超え1879.9MHz以下

を

1844.9MHzを超え1854.9MHz以下

に

改める。